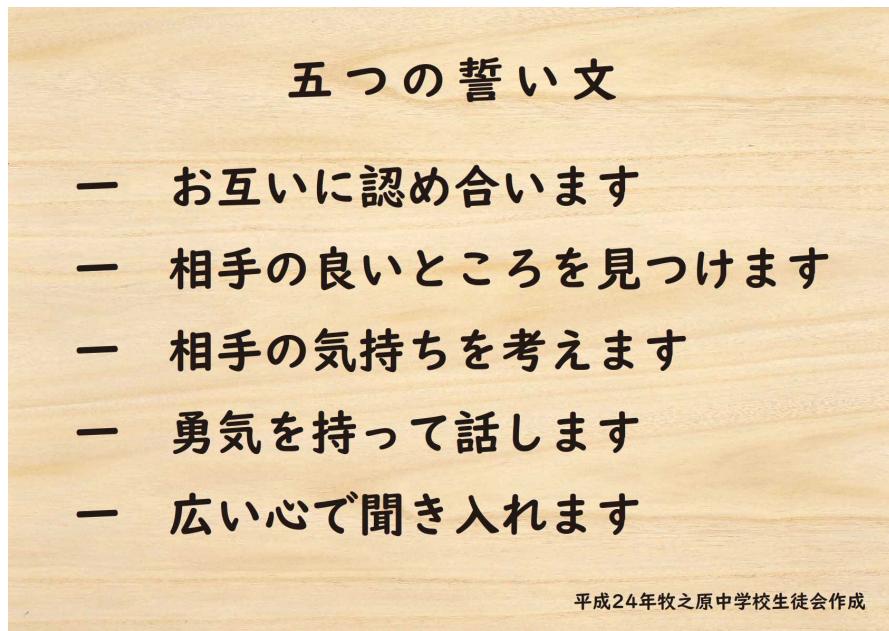


学校いじめ防止基本方針



牧之原市菊川市学校組合立牧之原小学校

令和3年4月1日改訂版

I いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義 ・・・いじめ防止対策推進法より

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことを最優先とする。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子やまわりの状況をしっかりと確認する。**けんかやふざけ合いであっても、常にいじめの判断は被害者の立場に立って、被害者の複雑な心情に寄り添っていく。**

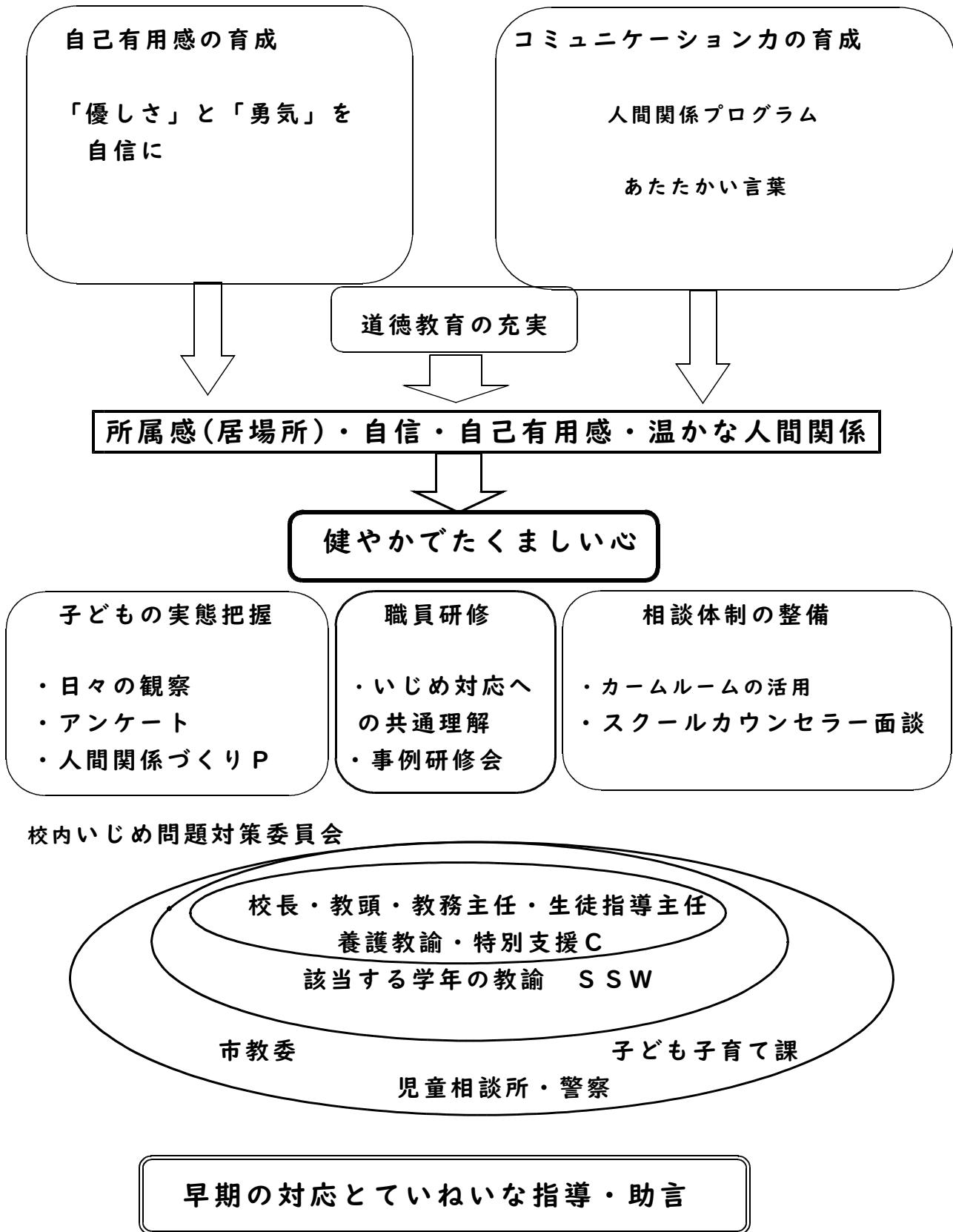
(2) いじめの理解

いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけではなく、学級等の集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬふりをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要がある。

2 牧之原小学校におけるいじめ防止等のための対策

(Ⅰ) 全体計画



(2) 校内いじめ対策委員会

- ア いじめの防止等の中核となる常設の組織として当委員会を置く。
- イ 構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援Cとする。
いじめ事案があった場合は、該当する学年部の教諭も加わる。
- ウ 必要に応じて、SSW、SCも加わる。
- エ 情報の記録は教務主任が行う。
- オ いじめが認識された時には校内いじめ問題対策委員会の緊急会議を開いて対応を協議する。

(3) いじめの未然防止

ア 自己有用感を高める

- (ア) 授業において、あたたかな聴き方、やさしい話し方の指導を核に、学級のあたたかな雰囲気を作り上げるとともに、一人一人に所属感や自信を持たせる。
- (イ) 「勇気と優しさ」を自分ちの良さとしてとらえ、自尊感情を高めていく。
- (ウ) ボイスシャワー（子供を認める教師の言葉）を積極的に行う。
- (エ) 人間関係を良好にしたり、感情を統制したりするスキルを学ぶ。
(人間関係作りプログラムを計画的に行う)

イ コミュニケーション力を高める

コミュニケーションの基本であるあいさつについて、推進することで、温かな人間関係を育み、集団の中で明るく生活ができるようにする。

ウ 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

エ 保護者や地域への啓発

ホームページ、学校便りを通じて、校内、校外での約束の周知したり、積極的に子どもたちの輝き（がんばり）を知らせてよさに目を向けさせたりする。

オ 教職員の資質の向上

(ア) 県「未然防止プログラム」の活用

静岡県総合教育センターが作成した、いじめの未然防止に焦点を当てた指導プログラムを活用していく。

(イ) 配慮が必要な児童への対応力向上

発達障害や性同一性障害など、障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、被災児童等、学校として特に配慮が必要な児童に

ついて日常的な支援を行う。保護者と連携しながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) いじめの早期発見と早期対応

ア 子どもの実態把握

- (ア) 子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査を実施する。
(イ) 人間関係プログラムによる調査を実施する。

イ 相談体制の整備

- (ア) 連絡帳や本読みカードのやりとりの中で保護者からの情報交換を密にすることに加え、5月と10月に面談日を設定する。
(イ) スクールカウンセラー勤務日のなどを周知させ、希望者に相談ができるように配慮する。
(ウ) いじめの相談を受けた場合は、家庭や地域と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ることに配慮する。

ウ 学校のいじめに対する措置

- (ア) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりする場合は直ちに事実確認を行うとともに、その結果を校長に報告する。また、必ず教育委員会への報告を行う。
(イ) いじめが確認された場合はいじめ問題対策委員会を開催し、いじめをやめさせること、再発の防止、いじめを受けた子どもとその保護者への支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導・助言について、検討する。
(ウ) 必要に応じていじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。
(エ) いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者との間で争いが起こらないように、事実を正確に把握した上で、情報が共有できるように配慮する。
(オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察などに通報するなど、適切な援助を求める。

(5) 関係機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家や、市子ども子育て課や児童相談所、警察と日頃から協力

体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し早期に対応する。

3 いじめの解消について

いじめは、謝罪をもって安易に解消とは考えない。いじめが解消されたという状況を次のように考える。

(1) 行為がなくなる。

被害児童に対する心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。

(2) 被害児童本人が心身に苦痛を感じていないこと

被害児童、保護者への面談を計画的に続けて、必ず確認する。